

第十一条第三項中「一万四千元」を「一万三千五百円」に改める。
 第二十条第二項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に改める。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第五条関係)

行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
23			300,000	353,000	373,800	413,300					
24			302,000	355,200	376,400	416,700					
25			303,900	357,600	379,000						
26			305,700	359,800	381,600						
27			307,600	362,100							
28			309,600	364,300							
29			311,500								
30			313,400								
31			315,300								
32			317,100								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二(第五条関係)

海 事 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	—	250,400	300,700
2	136,800	161,400	214,300	259,100	314,100
3	140,800	170,700	222,700	268,100	327,000
4	145,800	180,200	231,200	278,100	338,000
5	151,600	189,900	238,900	291,600	349,100
6	157,500	200,100	246,500	304,900	360,200
7	164,300	210,700	253,900	317,600	371,200
8	171,800	217,100	260,800	326,000	382,000
9	178,800	223,200	268,400	334,400	392,700
10	187,000	227,700	275,600	342,700	403,300
11	194,500	231,300	282,600	350,500	413,800
12	200,800	235,100	288,700	358,000	422,200
13	207,100	238,700	294,400	365,300	429,000
14	212,400	242,500	300,100	372,200	435,800
15	217,300	245,700	304,600	379,000	442,400
16	222,300	248,900	309,100	385,300	446,700
17	227,100	252,100	313,300	391,200	449,800
18	231,800	255,200	316,300	394,100	453,100
19	236,700	257,000	319,200	397,000	456,500
20	240,800			399,600	459,800
21	243,800			402,500	463,200
22	246,700			405,200	466,700
23	248,600			408,100	470,000
24				410,900	473,300
25				413,800	476,800
26				416,900	
27				419,800	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員に適用する。

- 第二条 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第十二条の三第二項各号列記以外の部分中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第一号を次のように改める。
- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 第十二条の三第二項第二号中「応じて」を「応じ、支給単位期間につき」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第三号中「応じ、」の下に「前二号に定める額（一箇月当たりの差額の二分之一（その差額の二分之一が五万円を超えるときは、五万円）を四万円に加算した）」を加え、「掲げる額の合計額（その額が四万円を超えるときは、その額と四万円を加算した）」を「定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に、「掲げる額又は前号に掲げる額」を「定める額又は前号に定める額」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。
- 3 通勤手当は、規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、一箇月）をいう。
- 第二十条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条及び附則第五項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）別表第一及び別表第二の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の職員給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 5 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年有明海自動車航送船組合条例第六号）の一部を次のように改正する。
附則第十三項中「、改正後の職員給与条例第十二条の三第二項第一号及び第三号中「五万円」とあるのは「一万五千元」と」を削る。
(規則への委任)
- 6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成十五年改正条例附則第二項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

有明海自動車航送船組合
管理者 熊本県知事 潮 谷 義 子

有明海自動車航送船組合規則第二号

平成十五年改正条例附則第二項の規定による職務の級における最高の号給を超える